

議事録

件名： 契約監視委員会（平成 24 年度第 1 回）
日時： 2012 年 5 月 29 日（火曜日） 14:00 ~ 15:40
場所： JICA 特別会議室
委員： 川上 照男 有限会社オフィス・あさひ代表取締役 UHY 税理士法人代表パートナー（公認会計士） 関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 伊藤 隆文 国際協力機構 監事
JICA： 調達部（事務局） 植嶋部長他数名 総務部、企画部、経済基盤開発部、各数名
議題： 1. 平成 23 年度随意契約見直し計画実績報告 2. 平成 24 年度の審議予定項目の確認 3. 一者応札・応募にかかる事後点検（総務省指示事項） 4. その他 ・コンサルタント等契約の競争性向上に係るアクションプラン説明 ・新委員のご挨拶

議事概要：

1. 平成 23 年度随意契約見直し計画実績報告

機構：随意契約見直し計画の平成 23 年度実績について、競争性のない随意契約が契約全体に占める割合は件数で 16.6%、金額で 8.4%と、平成 23 年度の目標（件数で 22%、金額で 9%）を達成した。一者応札・応募率については、33.5%と前年度よりやや悪化し、コンサルタント等契約と研修委託契約が全体の 7 割を占めた。

委員：平成 23 年度の一者応札・応募率が上昇した理由は何か。

機構：特命随意契約にて行っていた研修委託契約を公募に切り替えた結果、これまでと同じ契約相手先のみが応募したケースが多く、これにより増加したと考えられる。研修委託契約の一者応募に係る改善策については、次回以降に審議予定。

委員：研修委託契約が一者応募となるのは、業務の特殊性によるものか。

機構：途上国の技術者に対する研修を行うという業務の特殊性のため、単に公示しただけでは市場に十分訴えかけられなかった。また、各センターが地域性を活かして研修を企画するため、実施できるリソースが限られる。経費水準も低いため民間企業にとって魅力的でないことも原因。

委員：一者応札・応募率の上昇は、平成 23 年度末にコンサルタント等契約に係る公示が集中したことが一因ではないか。

機構：平成 23 年度末に公示数が増加し、この間、コンサルタント等契約の一者応募率が高まったことは事実であるが、平成 23 年度前半は一者応募率が低かったため、年間通して見れば、あまり影響はなかったと思われる。

委員：全体の数値だけでは実態の把握が難しいので、契約種類別の内訳等のデータの提出をお願いしたい。

機構：早急に準備する。

2. 平成 24 年度の審議予定項目の確認

委員：審議項目全体としては問題ない。競争性のない随意契約の個別点検に関し、サンプル数をできるだけ多くすることが望ましいが、時間の制約を考慮して 10 件程度が妥当。但し、事前に概要資料及び必要に応じ補足資料を作成し、点検のポイントを委員が確認できるようにすることが望ましい。

機構：個別点検の対象案件の決定は、点検対象案件リストの作成、委員による対象案件の選定と 2 段階で行うこととしたい。

委員：点検対象案件の資料は事前に目を通しておきたい。

機構：(大量の書類をそのまま事前送付するのは控えるが)点検用資料をコンパクトでよりわかりやすいものにした上で、求めに応じて関連資料を提供する方式を検討する。

委員：(一者応募点検の)案件抽出に際しては類型化を行う等テーマを設定し、効率的かつ効果的に点検ができる工夫が必要。

機構：了解した。競争性のない随意契約の点検についても、効率的な点検ができるよう類型化する。

3. 一者応札・応募にかかる事後点検(総務省指示事項)

(1) 平成 23 年度ナレッジサイト保守

委員：一者応札の理由として推測される要因として「応札者にはシステムの初期開発及びその後の保守の蓄積がある」とされているが、そうだとすると、そもそも競争になじまないのではないか。

機構：競争性を高める目的で入札に移行したが、先行者優位性が明確で他が入札しにくい状況である。他方、全く競争が成り立たないかという点、他者が応札する可能性もあるため判断が難しい。

委員：聞き取り調査を行ったとの記述があるが、その結果とそれを踏まえた措置を記載してもらわないとコメントしがたい。

機構：内容を確認し追記する。

(2) 有償資金協力勘定に関するリスク管理関連システム開発・運用支援業務

委員：金融リスクに係る知識を有するシステム開発を行う企業は他に存在しないのか。

機構：あまり多くはないと思料。

委員：一者応札となった理由として、金融リスク管理分野の知見が必要であったためとの記載があるが、自己点検の結果講ずることとした措置には「“業務期間中、原則として同一の要員が継続して対応する体制となっている”という項目を削除する」と記載されており、整合が取れていないように思われる。

機構：「金融リスク管理分野への知見が必要」とは、従来、常駐の要員(1名)は同一人物であることを要求していたためシステム関連の知見と金融リスクに係るノウハウの両方を有していることが必要であったが、その要員を複数人で交代してもよいと条件を変更することにより競争性を高めることが措置の主旨であるため、理由の分析結果と対策とが整合するよう措置の書きぶりを変更する。

(3) 管理研修棟コンピュータネットワーク保守・運用管理契約

委員：契約規模としては適切なものか。

機構：応札者が入札しやすくなるよう規模を大きくする等の検討は必要。平成 24 年度入札では、規模を拡大した結果、2 社が入札するに至った。

委員：了解。

(4) 平成 23 年度九州国際センターコンピュータ運用支援業務

委員：外国からの研修員へのサポートが業務内容に含まれているが、契約相手先である西日本電信電話株式会社はそれらを実施する人材を有しているということか。

機構：同社は、社員に青年海外協力隊のOBが多く、九州国際センターが主管している研修を受託した経験もあり、研修員への対応（語学力含む）に慣れている。

委員：公示情報の外部への発信はHP上のみか。

機構：HP上への公開に加えて、関連分野の企業に情報を提供するなど市場に情報を流すようにしている。具体的な取組としてJICAのHPに加えて地元商工会議所のHPでも公示情報を掲載している。公示期間を延長する等、周知の方法についても更に検討していきたい。

委員：説明会は実施しているか。また、研修委託契約に同業務も含むことはできないのか。

機構：全ての入札に関して説明会を実施しているわけではなく、仕様が複雑な契約等に関し実施している。本契約によるサポートは九州国際センターに宿泊している全研修員を対象に行わなければならないため、研修コース毎に細分化することが難しい。

委員：他のセンターの同様な契約の事例を参考にしているか。

機構：センター間で適宜情報交換はしているが、地域によって状況が異なるようである。

委員：本契約に関心を有するが入札に至らなかった会社に理由を聞いてみてはどうか。

機構：確認する。

(5) 平成23年度 JICA 東京コンピューターシステム等運用支援業務委託契約

委員：研修員からの各種問い合わせ対応に係る経験が求められるという特殊性が参入障壁となっているのだとすれば除くべき。また、聞き取り調査の結果については追記願いたい。

委員：国際協力に係る知見を必要とする業務とIT技術等テクニカルな業務はできるだけ分けた方がよい。

(6) 平成23年度開発教育支援事業（国際協力出前講座、JICA 札幌施設訪問）に係る単価契約

委員：他のセンターにおいても同様な業務が存在すると推測されるが、一括で契約することはできないのか。

機構：常駐者を配置する必要があるため、全国に散在する国内機関の類似業務を一括化しても業務効率が低く、スケールメリットを得ることが難しい。

委員：スケールメリットが得られるような業務内容となるよう配慮することが望まれる。本件は、公益法人のみが入札に参加しているようだが、民間企業が利益を求めて入札することはできないのか。

機構：開発支援に係る業務が多く、また途上国での活動経験者によるインプットも多く求められるため、現地での経験を有さない民間企業は応札しにくい状況。

委員：他のセンターでも同様な契約があれば参考にすることができるのではないか。

機構：現在は、帰国した青年海外協力隊にボランティアに近い形で協力を依頼している状況。このような人的ネットワークを有しないと応札が難しい。

(7) 平成23年度青年海外協力隊等帰国ボランティア支援業務

委員：「平成23年度開発教育支援事業」契約と類似して、基本的には情報提供者や各種リソースの調整業務が中心となると思われる。このため、本契約に関しては、国際協力の専門性を有さない契約相手先になっている。したがって、(6)「平成23年度開発教育支援事業」も合わせて、コーディネートだけに絞った契約とすれば競争性が高まるのではないか。

機構：他のセンターの事例を調べて検討する。

【全体総括】

委員：全18件中5件まで確認した。6件目についても審議を継続すべきと判断し次回は6件目以降を対象に審議を行いたい。

機構：不足していた情報については速やかに確認し提出する。次回以降の審議対象契約についても、情報の充実に努めることとしたい。

4. その他

(1) コンサルタント等契約の競争性向上に係るアクションプラン説明

委員：平成 24 年度は何件程度モニタリングを行うのか。

機構：外部有識者委員会での議論も踏まえ、慎重に対応することとしており、現時点で何件とは言えないが、モニタリングできる程度の件数は試行する必要がある。現在 1 件目を試行中。

委員：業界団体からの意見はどうか。

機構：裨益国から安かろう悪かろうといわれることのないよう慎重に検討を進めて欲しい旨、意見を頂戴している。

以 上

別添： 資料 1：随意契約等見直し計画の平成 23 年度実績

資料 2：契約監視委員会の活動状況について

資料 3：平成 24 年度契約監視委員会審議の進め方（案）

資料 4：総務省指示による一者応札・応募の点検要領（案）

資料 5：JICA コンサルタント等契約における調達方法の見直しの方向性について

資料 6：競争性・公正性の向上のためのアクションプランとモニタリング体制

(契約監視委員会資料)

2012年5月29日

独立行政法人国際協力機構

随意契約等見直し計画の平成23年度実績

1. 競争性のない随意契約

(1) 目標の達成状況

競争性のない随意契約は昨年度比で件数・金額とも減少し、全体に占める割合は、件数ベースで16.6%、金額割合で8.4%と今年度目標(それぞれ22.0%、9.0%)を達成した(詳細別添)。昨年度比255件の削減のうち、国内の研修委託契約(212件)が削減件数全体の83%を占めた。

	20年度	21年度	22年度	22年度*	23年度	23年度目標値
件数	37.7% (1,752件)	38.4% (2,192件)	27.3% (1,265件)	24.4% (1,070件)	16.6% (815件)	22.0% (970件)
金額	20.7% (186億円)	18.1% (209億円)	12.7% (125億円)	9.7% (92億円)	8.4% (103億円)	9.0% (86億円)

注：契約監視委員会における網羅的点検の結果、契約取引の対象としてふさわしくないとされた在外研修など国際約束により相手方があらかじめ決まっているもの、および雇用に準じた手当てとみなされるものについて、23年度から公表対象外と整理した。(22年度*：新定義による数値)

(2) 競争性のある契約への移行計画の進捗

平成22年度に競争性のない随意契約であった契約で競争性のある契約への移行を計画した165件のうち136件が実際に移行した。

なお、計画に含まれていたものの、結果として移行困難とされた契約は18件あり、内訳は研修委託契約10件の他、サーバの再リース契約、自動車保険契約、システム保守契約等であった。

移行予定の契約	移行済み	移行不能	契約しなかったもの
165件	136件 (82%)	18件 (11%)	11件 (7%)

2. 一者応札・応募

平成23年度の一者応札・応募率は33.5%と前年度比ではやや悪化した。1,194件の内訳は、コンサルタント等契約が最も多く584件と約半数を占め(H23:49% H22:52%)、次いで国内の研修委託契約が286件(H23:24% H22:22%)であった。

	20年度	21年度	22年度	23年度
一者応札・ 応募	30.0% (683件)	38.7% (1,082件)	32.2% (892件)	33.5% (1,194件)

以上

1. 契約実績推移（平成20～23年度）

	平成20年度実績		平成21年度実績		平成22年度実績	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	62.3%	79.3%	61.6%	81.9%	72.7%	87.3%
	2,899	71,465,498	3,509	94,595,387	3,361	85,960,936
	競争入札	5.0%	4.2%	5.4%	5.8%	8.1%
	233	3,818,173	306	6,670,293	376	10,993,684
企画競争、公募等	57.3%	75.1%	56.2%	76.1%	64.5%	76.2%
	2,666	67,647,325	3,203	87,925,094	2,985	74,967,252
競争性のない随意契約	37.7%	20.7%	38.4%	18.1%	27.3%	12.7%
	1,752	18,615,094	2,192	20,886,666	1,265	12,469,087
合 計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	4,651	90,080,592	5,701	115,482,053	4,626	98,430,023

平成22年度実績（新定義）		平成23年度実績（合計）	
件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
75.6%	90.3%	83.4%	91.6%
3,324	85,745,588	4,096	113,245,163
8.4%	11.6%	11.7%	13.3%
370	10,972,418	573	16,486,350
67.2%	78.8%	71.7%	78.3%
2,954	74,773,170	3,523	96,758,813
24.4%	9.7%	16.6%	8.4%
1,070	9,202,753	815	10,319,472
100%	100%	100%	100%
4,394	94,948,341	4,911	123,564,635

平成23年度計画	
件数	金額（千円）
78.0%	91.0%
3,430	86,446,000
11.1%	12.5%
490	11,913,000
66.8%	78.5%
2,940	74,533,000
22.0%	9.0%
970	8,554,000
100%	100%
4,400	95,000,000

2. 平成23年度内訳

	平成23年度実績（本邦）		平成23年度実績（在外）	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	84.6%	93.6%	80.7%	77.0%
	2,863	101,944,667	1,233	11,300,496
	競争入札	10.4%	11.2%	14.4%
	353	12,174,703	220	4,311,647
企画競争、公募等	74.2%	82.4%	66.3%	47.6%
	2,510	89,769,965	1,013	6,988,848
競争性のない随意契約	15.4%	6.4%	19.3%	23.0%
	520	6,946,610	295	3,372,862
合 計	100%	100%	100%	100%
	3,383	108,891,277	1,528	14,673,358

小数点第二位を四捨五入にて計算

（注1）「競争性のない随意契約」には、特命随意契約および見積合わせを含む。

（注2）総務省指示により、不落随意契約は、平成20年度は「競争入札」に、平成21～23年度は「企画競争、公募等」に整理している。

平成 24 年 4 月 25 日
契約監視委員会事務局

契約監視委員会の活動状況について
- 平成 23 年度総括 -

1. 主な審議事項と点検の方法

(1) 競争性のない随意契約

- 平成 21 年度契約の網羅的点検の結果を踏まえ、平成 22 年度に新規に締結した競争性のない随意契約の網羅的点検を実施し、うち 16 件（22 年度に点検済みの 9 件と合わせて全 25 件）について詳細点検を実施した。
- 平成 23 年 9 月に総務省から要請のあった「独法の契約状況の点検・見直し」の改善状況のフォローアップに関しては、平成 23 年度に新規に締結した競争性のない随意契約について、契約内容ごとに類型化した上で事後点検を行う方針を確認した。

(2) 一者応札・応募

- 平成 22 年度に一者応札・応募となった契約（892 件（競争性のある契約の 32.2%））のうち、その大宗を占めるコンサルタント等契約（61.3%）及び研修委託契約（25.5%）について、その要因や背景の分析結果を踏まえ個別点検を実施した（全 23 件（コンサルタント等契約 10 件、研修委託契約 13 件））。
- 平成 23 年 9 月に総務省から要請のあった「独法の契約状況の点検・見直し」の改善状況のフォローアップによる点検作業については、審議スケジュールの都合上、平成 24 年度第 1 回委員会にて行うことを確認した。

2. 点検の結果

(1) 競争性のない随意契約

- 平成 23 年度に締結した個別点検対象契約 16 件のうち、13 件は妥当と判断された。残り 3 件は競争性のある契約への移行を検討することとされた。
- これまでの点検結果及び審議内容を踏まえて、JICA が作成した内部向け執務参考資料「競争性のない随意契約に係るガイドライン」（平成 24 年 1 月）につき、内容の確認を行った。

(2) 一者応札・応募

1) コンサルタント等契約

- 対象分野の特殊性や先行案件を受注したコンサルタントの優位性が顕著な場合はやむを得ないとしても、潜在的な応募者数が少ない場合や公示時期の平準化等、改善の取り組みが可能なものもある。

- 今後の点検作業に先立ち、分野毎の特性も踏まえつつ、最も効果的な取り組み方法を JICA 側が整理することとした。
- なお総合評価落札方式の導入については、外部有識者委員会での検討を経て JICA 側より提示された試行導入にかかる制度の内容を確認した。

2) 研修委託契約

- 案件形成・実施プロセスにおける従来の応募者限定要因を踏まえつつも、公募要領上の記載ぶり、経費水準の妥当性、類似コースの整理など応募者を増やす工夫を引き続き検討すべき。
- 今後は JICA 側で策定する一者応募改善に向けた対策を確認した上で、個別点検を通じその取り組み状況を引き続きモニタリングすることとした。

3. 開催状況

1) 第1回委員会(平成23年4月12日)

- ・ 競争性のない随意契約の点検(平成22年度4月~11月)
- ・ コンサルタント等契約への一般競争入札(総合評価落札方式)導入について

2) 第2回委員会(平成23年5月27日)

- ・ 競争性のない随意契約の点検(平成22年度12月~3月分)
- ・ 平成22年度随意契約等見直し計画の実績・総括
- ・ 平成23年度随意契約等見直し計画取りまとめ結果
- ・ コンプライアンス部会からのヒアリング結果と報告を求められているポイント

3) 第3回委員会(平成23年8月31日)

- ・ 一者応募にかかる概況説明(コンサルタント契約及び研修委託契約)
- ・ 点検作業の進め方
- ・ 随意契約見直し計画にかかるモニタリング状況

4) 第4回委員会(平成23年11月30日)

- ・ 一者応募にかかる個別点検(コンサルタント等契約)
- ・ 随意契約等見直し計画の上半期実績
- ・ 総務省事務連絡指示事項への対応

5) 第5回委員会(平成24年3月7日)

- ・ 一者応募にかかる個別点検(研修委託契約)
- ・ 随意契約等見直し計画の実績(平成24年度1月末現在)
- ・ コンサルタント等契約における総合評価落札方式導入について
- ・ 平成24年度の契約監視委員会の運営について

4 . 委員

川上 照男	有限会社オフィス・あさひ代表取締役 UHY 税理士法人代表パートナー（公認会計士）
碓井 光明	明治大学大学院法務研究科教授
鈴木 規央	シティユーワ法律事務所（弁護士、公認会計士）
関口 典子	関口公認会計士事務所（早稲田大学非常勤講師、公認会計士）
伊藤 隆文	国際協力機構 監事

（敬称略）

2012 年 5 月 29 日
独立行政法人国際協力機構

平成 24 年度契約監視委員会
審議の進め方（案）

1. 課題と作業の方向性

(1) 競争性のない随意契約

- ・ 競争性のない随意契約については、平成 23 年度以降も改善に向けた取組みを継続していくと共に、新規案件にかかる適正な契約方式の選択にあたり、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取することとされている（平成 23 年 9 月総務省事務連絡）。
- ・ 他方 JICA においては、昨年度までに競争性のない随意契約の削減が大幅に進んでいること、またこれまでの本委員会による網羅的 point check、及びこれを踏まえた内部向けガイドライン整備など、適切な運用・モニタリング体制が既に構築されていることから、本委員会としてもより効果的・効率的な監視態勢を検討すべき段階にある。
- ・ 従って今後の個別 point check については、前述のモニタリング体制が機能しているかどうか留意しつつ、前年度締結された競争性のない随意契約の中から各委員が任意抽出したものを対象として、基本的に「事後」の point check として実施することとすることが適当。

(2) 一者応札・応募関連

- ・ 一者応札・応募に関しては、更新案件のうち 2 ヶ年連続して一者応札・応募となったものを対象に、本委員会での事後 point check が義務付けられている（前述の総務省事務連絡）。
- ・ しかしながらこれまで本委員会での point check、審議してきた通り、JICA の契約においては、一者応札・応募の大半をコンサルタント等契約や国内研修委託契約が占めていること、またこれらは更新案件として分類することが困難なものが多く、上記の対応だけでは不十分であると考えられる。
- ・ 従ってこれらに係る個別 point check については、総務省からの指示内容に加え、コンサルタント等契約および国内研修委託契約についても、各委員が任意抽出したものを対象に、当該契約が一者応札・応募となった経緯や具体的な競争性向上策の可能性について審議（事後 point check）を行うこととする。
- ・ また現在 JICA が検討、実施している一者応札・応募状況改善のための各種取組みやアクションプラン等についても、必要に応じて適宜審議の対象とする。

(3) その他の調達制度改善事項

- ・ なお JICA はこれまで事業仕分けや行政事業レビューなどの場においても、調達コスト縮減や透明性の強化など、契約制度に対する各種の改善が求められているところ、関連する取り組みについて引き続き本委員会にて定期的に報告を受けると共に、必要に応じて助言を行うこととする。

2 . 審議対象事項

(1) 競争性のない随意契約の削減

- 1) 個別点検 (総務省指示事項): 10 ~ 15 件程度
- 2) 随意契約見直し計画のフォローアップ
 - 平成 23 年度随意契約見直し計画の実績報告
 - 平成 24 年度上半期の契約実績 (随意契約、一者応札・応募)

(2) 一般競争・企画競争等における実質的な競争性の確保 (一者応札・応募の削減)

- 1) 個別点検 (各 10 ~ 20 件)
 - 総務省指示事項
 - コンサルタント等契約
 - 国内研修委託契約
- 2) 改善の取組に係る助言

(3) その他の調達制度改善事項の確認と助言

- コンサルタント等契約の競争性向上にかかるアクションプラン説明、及び進捗報告 (総合評価落札方式の試行を含む)
- 研修委託契約にかかるフォローアップ状況

3 . 開催予定

開催予定 (時期)	審議 / 報告対象事項 (案)
第 1 回 (5 月 29 日)	・ 平成 23 年度の総括 / 平成 24 年度の作業計画の承認 ・ 一者応札・応募 / 総務省指示事項 (H23 年度 :) ・ コンサルタント等契約の競争性向上アクションプランについて ・ 平成 23 年度の契約実績報告
第 2 回 (8 月下旬)	・ 競争性のない随意契約 / 個別点検 (H23 年度) ・ 一者応札・応募 / 研修委託契約にかかるフォローアップ状況
第 3 回 (11 月下旬)	・ 一者応札・応募 / 個別点検 (H23 年度 :) ・ 平成 24 年度上半期の契約実績 (随意契約、一者応札・応募) ・ コンサルタント等契約 / 積算基準の見直し
第 4 回 (2 月下旬)	・ 一者応札・応募 / 個別点検 (H23 年度 :) ・ コンサルタント等契約 / 総合評価落札方式の試行導入状況

2012年5月29日
独立行政法人国際協力機構

総務省指示による一者応札・応募の点検要領（案）

1. 背景

平成22年度に一者応札・応募となった契約のうち、その8割以上を占めるコンサルタント等契約及び研修委託契約について、平成23年度の契約監視委員会で抽出点検を行った。他方、総務省から、平成23年度に新規契約締結を行った契約のうち2回連続で一者応札・応募となった案件について契約監視委員会にて報告及び事後点検を行うよう指示があったことから、今回点検を行うもの（別添総務省指示事項参照）。

2. 点検方法

（1）対象契約

平成23年度の4月～11月に本邦において締結された競争性のある契約のうち一者応募・応札となった516件から、同様な業務内容で継続的に発注する55件を抽出し、その前歴（前年度又は前回競争時）も一者応札・応募であった契約18件を対象とする。

（2）方法

フォローアップ票による報告

各対象契約について一者応札・応募の改善に向けた取組み状況を取りまとめたフォローアップ票に基づいて、一者応札・応募の要因や改善の取組みの適切性につき確認し、更なる改善の方策について助言する。

【確認のポイント】

- ・一者応札・応募の要因が分析できているか。
- ・分析結果に基づき適切な対応が取られているか。
- ・更なる改善の方策はないか。 等

詳細点検

上記確認の結果、詳細に点検すべきと判断された契約について、第2回契約監視委員会にて点検を行う。

3. 今後の予定

平成23年度の12月から3月に新規締結された契約のうち、2回連続で一者応札・応募になっているものについても、同様に報告・点検を行う。

以上

事務連絡
平成23年9月2日

各府省官房長 各位

総務省行政管理局長

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における
改善状況のフォローアップについて

独立行政法人制度につきましては、日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。

平成21年11月17日の閣議決定に基づく独立行政法人の契約状況の点検・見直しにおける改善状況のフォローアップにつきましては、各府省、各独立行政法人（契約監視委員会）の御協力をいただき、その結果を取りまとめ、別添のとおり公表しました。

結果、各府省、各独立行政法人（契約監視委員会）の取組により、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合、一者応札・応募の割合ともに年々減少はしております。

ただし、一方で、随意契約見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の割合に到達していない法人も見られることから、引き続き、改善に向けての取組を継続していただくとともに、各府省においては、貴管下の独立行政法人に対し、以下のとおり要請していただくようお願いします。

（１）競争性のない随意契約

- ① 平成23年度以降も「独立行政法人の契約の見直し」（平成22年5月26日事務連絡）の取組を継続するとともに、随意契約見直し計画に基づく改善等を継続実施すること。
- ② 平成22年度において契約監視委員会から受けた点検結果に基づく改善事項については、平成23年度において改善を図ること。
- ③ 特に、新規案件については、随意契約見直し計画の点検・見直しの観点により、適正な契約方式を選択すること。

なお、原則として事前に、契約監視委員会の意見を聴取すること。

（注）契約締結までに事前に契約監視委員会の意見聴取を行う時間的余裕がない場合や明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ない場合などは、事後でもやむを得ない。

（２）一者応札・応募案件

- ① 平成23年度以降も「独立行政法人の契約の見直し」の取組を継続すること。

② 平成 23 年度において競争入札等を行う場合には、各法人において策定された一者応札・応募に係る改善方策を講ずること。

③ 前年度に引き続く更新案件において、上記②の結果、2か年度連続して一者応札・応募となった案件については、別添要領に従い、契約監視委員会に報告の上、事後点検を受けること。

(注)契約件名のみに限らず、仕様内容が同様な案件などを幅広く更新案件として整理すること。

(3) 契約監視委員会等

引き続き、各独立行政法人に契約監視委員会を存置するとともに、随意契約等見直し状況について厳正な事後評価を実施すること。

別添

一者応札・応募改善に向けての取組要領

- 1 平成 23 年度において、平成 22 年度に引き続き契約した更新案件が前年度に引き続き 2 か年度連続して一者応札・応募となった案件については、別紙書式「一者応札・応募事案フォローアップ票」を作成の上、原則、年度内に契約監視委員会に報告すること。
(注) 別紙書式について、既に法人内で同様のフォローアップ内容を含む書式を作成している場合は、当該既作成書式を用いることができるものとする。
- 2 上記 1 において契約監視委員会に報告した案件のうち、特に、法人において事後点検を行った結果、改善の余地が無いものと報告した案件については、必ず契約監視委員会の事後点検を受けること。
- 3 上記 2 により契約監視員委員会の事後点検を受けた場合は、法人においてその結果に対して講ずる措置を決定すること。
- 4 各法人が、契約監視委員会の指摘事項を遵守しているかどうかについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づき、毎年、総務省が行う改善状況のフォローアップの結果取りまとめ(例年事業年度終了後の 4 月に作業発注)を行う際に報告を求めらるものとする。

2か年度又は2回連続一者応札・応募案件リスト

平成23年度契約実績

類型	No.	契約件名	年度	契約締結日	契約方法	契約相手方1(共同企業体の場合は、代表者(企業名))	契約金額(円貨)
システム保守・運用関連	1	平成23年度ナレッジサイト保守	H20	平成20年7月1日	企画競争	セコムトラストシステムズ株式会社	5,329,800
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	セコムトラストシステムズ株式会社	4,584,195
	2	有償資金協力勘定に関するリスク管理関連システム開発・運用支援業務	H22	平成22年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	日本リック株式会社	11,623,500
			H23	平成23年7月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	日本リック株式会社	8,820,000
	3	管理研修棟コンピュータネットワーク保守・運用管理契約	H20	平成20年4月1日	企画競争	株式会社プロスタッフ	6,043,633
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札	株式会社プロスタッフ	5,481,000
	4	平成23年度九州国際センターコンピュータ運用支援業務	H20	平成20年4月1日	企画競争	西日本電信電話株式会社	7,628,880
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	西日本電信電話株式会社	7,875,000
	5	平成23年度 JICA東京コンピュータシステム等運用支援業務委託契約	H20	平成20年4月1日	企画競争	株式会社国際協力データサービス	32,525,844
			H23	平成23年4月1日	不落随意契約(一般競争入札(総合評価落札方式))	株式会社国際協力データサービス	37,216,200
関連公益法人との契約	6	平成23年度開発教育支援事業(国際協力出前講座、JICA札幌施設訪問)に係る単価契約	H22	平成22年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	社団法人青年海外協力協会	4,887,030
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	社団法人青年海外協力協会	5,030,440
	7	平成23年度青年海外協力隊等帰国ボランティア支援業務	H20	平成20年4月1日	企画競争	社団法人協力隊を育てる会	70,616,000
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	社団法人協力隊を育てる会	49,043,987
	8	世界の笑顔のためにプログラム業務支援	H20	平成22年10月1日	企画競争	社団法人 青年海外協力協会	14,690,000
			H23	平成23年10月5日	一般競争入札(総合評価落札方式)	社団法人青年海外協力協会	25,391,395
	9	技術協力機材調達・在外調達支援	H19	平成19年10月1日	企画競争	財団法人日本国際協力システム	196,331,600
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	財団法人日本国際協力システム	284,385,518

2か年度又は2回連続一者応札・応募案件リスト

平成23年度契約実績

類型	No.	契約件名	年度	契約締結日	契約方法	契約相手方1(共同企業体の場合は、代表者(企業名))	契約金額(円貨)
その他業務委託契約	10	平成23年度役職員等の定期健康診断業務	H21	平成21年4月1日	一般競争入札	財団法人日本予防医学協会	21,193,000
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札	財団法人日本予防医学会	22,846,400
	11	平成23年度臨床検査に係る業務委託	H22	平成22年4月1日	一般競争入札	株式会社江東微生物研究所	2,141,399
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札	株式会社江東微生物研究所	2,397,850
	12	平成23年度JICA札幌図書資料等情報整備及び情報提供に係る業務委託契約	H22	平成22年4月1日	不落随意契約(一般競争入札(総合評価落札方式))	社団法人 北方圏センター	8,242,500
			H23	平成23年4月1日	不落随意契約(一般競争入札(総合評価落札方式))	社団法人北方圏センター	8,154,500
	13	平成23年度 JICA筑波 図書資料等情報整備・提供業務委託契約	H22	平成22年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	株式会社ケー・デー・シー	9,195,984
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札(総合評価落札方式)	株式会社ケー・デー・シー	7,024,500
	14	平成23年度二本松青年海外協力隊訓練所使用電力供給契約	H22	平成22年4月1日	一般競争入札	東北電力株式会社	15,280,936
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札	東北電力株式会社	15,956,643
	15	平成23年度駒ヶ根青年海外協力隊訓練所寝具・リネン類供給サービス(単価契約)	H20	平成20年4月1日	一般競争入札	株式会社トーカイ	5,114,550
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札	株式会社トーカイ	5,070,450
	16	平成23年度JICA国際協力人材研修に係る事務局業務	H20	平成20年4月1日	企画競争	社団法人国際交流サービス協会	187,116,939
			H23	平成23年4月1日	不落随意契約(一般競争入札(総合評価落札方式))	社団法人国際交流サービス協会	70,350,000
	17	貸植木の賃貸借契約	H22	平成22年4月1日	一般競争入札	社会福祉法人伊集の木会那覇学園	1,536,045
			H23	平成23年4月1日	一般競争入札	社会福祉法人伊集の木会那覇学園	1,463,070
	18	平成23年度JICA中部 開発教育支援関連業務(研修) (平成23年度開発教育指導者研修(実践編)および平成23年度教師海外研修)	H22	平成22年4月5日	一般競争入札(総合評価落札方式)	特定非営利活動法人NIED国際理解教育センター	14,505,498
			H23	平成23年4月1日	参加意思確認公募	特定非営利活動法人NIED・国際理解教育センター	14,906,139

別紙

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成23年度分)

法人名	独立行政法人国際協力機構 企画部	
案件番号	1	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
契約の件名及び数量	平成23年度分野・課題別ネットワークシステム(Knowledge Site)の保守業務	
契約締結日	平成23年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	セコムトラストシステムズ株式会社	
入札経緯及び結果	平成23年2月3日 入札公告 平成23年3月2日 入札書等〆切 平成23年3月18日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		入札説明書に図を加えるなど、明確な説明内容となるよう努めた。
業務等準備期間の十分な確保		業務開始(4月1日)の1か月以上前に入札公告を行い、準備期間が十分確保できるよう配慮した。
公告期間の見直し	×	
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	
業者等からの聴き取り	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
現契約者及び同業他社(1社)からの聴き取りの結果、汎用性のあるソフトウェアを用いず構築した本システムについては、前契約者が有する経験等の優位性が強く、新規で保守業務受託した場合、システム構成を理解し改修できるレベルまで習熟するには相応の時間が必要となるなど、新規参入が難しい要素がある。次期契約時には、競争性を確保することが可能か検討した上で、契約方法を決定する。		
契約監視委員会のコメント		
上記措置について特にコメントなし。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成23年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 総務部	
案件番号	2	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
契約の件名及び数量	有償資金協力勘定に関するリスク管理関連システム開発・運用支援業務	
契約締結日	平成23年7月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	日本リック株式会社	
入札経緯及び結果	平成23年4月27日 入札公告 平成23年6月3日 入札書等不切 平成23年6月22日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	業務従事者の質の担保及び効率的な業務遂行の観点から、仕様書や技術評価の審査項目を緩めることが困難であり、変更なし。
業務等準備期間の十分な確保	×	業務量に比して十分な人月のため変更なし。
公告期間の見直し		昨年の16日間(暦日)に比し、今年度は28日間(暦日)と、より長く公告期間を設定。次年度も同程度の期間を確保する予定。
公告周知方法の改善	×	変更なし
電子入札システムの導入	×	現在検討中。
業者等からの聴き取り		入札説明書の受領先にアンケートを実施したが、回答は得られなかった。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
次年度に際しては技術評価の必須要件から“業務期間中、原則として同一の要員が継続して対応する体制となっている”という項目を削除し、複数の要員により業務を行うことを可とする予定。		
契約監視委員会のコメント		
上記措置について特にコメントなし		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		

(注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3.本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

別紙

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成23年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 沖縄国際センター	
案件番号	3	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	管理研修棟コンピュータネットワーク保守・運用管理	
契約締結日	平成23年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社プロスタッフ	
入札経緯及び結果	平成23年2月25日 入札公告	
	平成23年3月25日 入札書等〆切	
	平成23年3月25日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		技術仕様の保守・監理の内容条件を一部見直した。 (研修員への情報提供用ホームページの枠作成業務を除外)
業務等準備期間の十分な確保	×	
公告期間の見直し	×	
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	現在検討中。
業者等からの聴き取り	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
平成24年度の契約に向け、管理研修棟と宿泊棟のネットワーク統合と、その保守運用管理の統合により、業務範囲を拡大し、業者の参入拡大を図ることを検討する。(結果、24年度契約は2者応札となった。)		
契約監視委員会のコメント		
上記措置について特にコメントなし		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「 」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

別紙

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成23年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 九州国際センター	
案件番号	4	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
契約の件名及び数量	平成23年度九州国際センターコンピューター運用支援業務	
契約締結日	平成23年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	西日本電信電話株式会社	
入札経緯及び結果	平成23年2月7日 入札公告	
	平成23年3月4日 入札書等不切	
	平成23年3月14日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等	×	
業務等準備期間の十分な確保	×	
公告期間の見直し	×	
公告周知方法の改善		JICAホームページに加え、地元商工会議所(福岡、北九州)のホームページでも公示情報を掲載し、広く周知した。
電子入札システムの導入	×	現在検討中。
業者等からの聴き取り	×	
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
公示期間の延長について、引き続き次回委託先選定時に検討する。		
契約監視委員会のコメント		
他センターの類似の事例も参考にしながら、公示方法の改善を図ること。研修員サポート業務が参入障壁とならないよう、業務内容等の見直しを検討すると共に説明会を開催する等、十分な情報提供を行い応札しやすい環境を整えること。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		

(注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3.本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募專案フォローアップ票(平成23年度分)

法人名	独立行政法人 国際協力機構 東京国際センター	
案件番号	5	
入札及び契約方式	一般競争入札(不落随意契約)	
契約の件名及び数量	東京国際センターコンピューターシステム等運用支援業務委託契約	
契約締結日	平成23年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	株式会社国際協力データサービス	
入札経緯及び結果	平成22年12月8日 入札公告	
	平成23年1月13日 入札書等〆切	
	平成23年2月15日 開札	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
仕様書の見直し等		年間の業務内容について、時期的な目安を示す等、業務計画や価格設定に資する様記載内容を改善した。
業務等準備期間の十分な確保		業務終了時の引継ぎについて、引継計画を提出させ、その内容を協議可能とした。
公告期間の見直し		公告期間を休日を含めて11日から36日に変更した。
公告周知方法の改善	×	
電子入札システムの導入	×	現在検討中。
業者等からの聴き取り		新たに入札説明を受けたものの、入札には参加しなかった業者に理由等のヒアリングを行った。その結果を参考に今後具体的な対策について検討を行う予定。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
国際協力事業に係る知見の有無が新規参入を阻害しないよう要件(JVや補強を認める等)を緩和し、且つ一般競争入札(総合評価落札方式)から一般競争競争(価格競争)への変更等、契約方法の変更可能性も検討する。使用ソフトウェアによる制限に関しては、同ソフトウェアを用いたシステム保守・管理の実績がある会社に応募勧奨を試みる。		
契約監視委員会のコメント		
応募要件の緩和や、業務の分割化等を検討する。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		

(注)1.「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2.「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3.本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

JICA コンサルタント等契約における 調達方法の見直しの方向性について

平成 24 年 5 月

独立行政法人 国際協力機構

(JICA コンサルタント等契約における調達方法の
改善検討に関する有識者委員会)

序

本報告書は、平成 23 年 9 月に設置された「JICA コンサルタント等契約における調達方法の改善検討に関する有識者委員会」において検討された成果を取り纏めたものである。

公共調達制度は、価値の高いサービスをタイムリーに提供してくれる企業を選定し、契約に基づく企業のサービスを効果的に投入することにより価値の高い事業を実現する手段である。また、資金提供者である国民等に説明責任を果たせる公正なプロセスで実施することが求められる。社会のニーズやサービスを提供する市場は常に変化するため、これらの変化に対応して、より適切な調達方法は変化する。したがって、公共発注者は、価値の高い事業を実現するために、より良い調達方法を常に模索する責任を負っていると見える。本委員会では、閣議決定された見直し方針を踏まえて、調達制度全体の見直しを行うこととした。

企業選定における「競争性」の確保は、より価値の高いサービスを提供する企業を選定するための 1 つの要素である。JICA においてコンサルタント等の選定に従来から用いられていた企画競争（プロポーザル方式）は、提供されるサービスを勘案し、質による競争を重視した企業選定の方法である。一方、本委員会で検討を行った総合評価方式は、質に加えて価格による競争を促すものである。したがって、総合評価方式の導入は、近年の一者応募率の高さの問題を解決することには直接繋がらないものと認識される。そこで、本委員会では、一者応募率が高い（競争性の低い）原因がどこにあるかを、市場への参入段階と、応募段階に分けて分析し、その障壁と考えられる要因を解消する方策について検討することとしたのである。提案されているそれぞれの対策が着実に成果をあげられるよう期待される。

一般に、制度の変化は、市場に影響を与える。企業の応札行動が変化するだけでなく、提供されるサービスにも影響を与える可能性がある。特に、総合評価方式の導入にあたっては、質の確保に注意する必要がある。そこで、本委員会では、調達制度の変化に伴うその結果とプロセスに対するモニタリングを行うことを提案している。サービスを提供するコンサルタント業界が国際競争力を有する産業として発展するためにも制度全体の継続した見直しが必要との観点から、モニタリングのしくみを確立することは極めて重要である。

最後に、最後まで熱心な審議にご協力頂いた委員各位、現在の調達制度の課題に関する率直なご意見を頂いたコンサルタント業界の皆様、並びに本報告書の取り纏めにご尽力頂いた事務局各位に心から御礼申し上げます、検討された成果が調達方法の改善に有効に活かされることを期待したい。

平成 24 年 5 月吉日

JICA コンサルタント等契約における調達方法の改善検討に関する有識者委員会
委員長 小澤一雅（東京大学工学系研究科 教授）

目 次

第1章 はじめに	3
1.1 本委員会の背景と目的	3
1.2 委員及び委員会の開催実績	4
第2章 JICAコンサルタント等契約の現状と課題	5
2.1 コンサルタント等への委託業務の特徴	5
2.2 コンサルタント等契約における調達制度	5
第3章 コンサルタント等契約の問題	7
3.1 1者応募(競争性)の問題	7
3.1.1 現況	7
3.1.2 要因の分析	8
3.1.3 分析結果	8
3.2 コンサルタント等選定・契約をめぐる課題の全体像	10
第4章 調達制度見直しの方向性	11
4.1 基本的考え方	11
4.2 競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン	11
4.3 モニタリング	13
第5章 総合評価落札方式	14
5.1 導入方針	14
5.2 総合評価落札方式の対象事業の考え方	14
5.3 総合評価落札方式の制度	15
第6章 今後の課題	18

第1章 はじめに

1.1 本委員会の背景と目的

独立行政法人国際協力機構（JICA）が途上国に対する開発援助業務を実施するなかで、開発コンサルタントは、高度な専門知識・技術を提供する外部パートナーとして、欠くべからざる役割を担っている。

JICAが開発コンサルタントに委託する業務は、時代とともにその範囲を広げてきた。かつては開発マスタープランの策定支援や資金協力のための計画・設計業務等の調査業務が中心だったが、2000年代以降は、技術協力プロジェクトなどの人材育成・能力開発業務が加わった。2008年に新JICAが発足すると有償資金協力関連の技術支援業務が拡大し、業務内容の多様化が更に進んだ。近年の開発コンサルタントへの委託契約は件数で約1,600件／年、金額で約600億円／年にのぼり、JICAの契約全体に占める割合もそれぞれ約4割、約6割を占めている。

JICA業務に大きな比重を占める開発コンサルタントの調達制度は、行政刷新会議による事業仕分けの対象として取り上げられ、近年の1者応募率の高さが、現行の企画競争方式による選定・契約の妥当性とともに議論された。その結果は「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」として平成22年12月7日に閣議決定され、JICAのコンサルタント等契約について「技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札の方法により実施する」という方針が示された。

この閣議決定された見直し方針を踏まえて、JICAではコンサルタント等契約における調達制度の改善を検討するために「JICA コンサルタント等契約における調達方法の改善検討に係る有識者委員会」を設置した。本委員会では、閣議決定でも指摘された「競争性」が本質的な課題であるとの認識に立ち、一者応募の背景・要因を確認した上で、調達制度全体をいかに見直すべきかを議論し、その中で一般競争入札の導入の意義、導入する場合の制度設計のあり方を検討した。本報告書は、この審議の結果を取りまとめたものである。

1.2 委員及び委員会の開催実績

表1:有識者委員構成

氏名	所属
小澤 一雅(委員長)	東京大学 工学系研究科 社会基盤学専攻 教授
金子 彰(委員)	東洋大学 国際地域学部 国際地域学科 教授
池田 龍彦(委員)	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授
森田 康夫(委員)	国土交通省 国土技術政策総合研究所 建設マネジメント技術研究室 室長

表2:有識者委員会開催実績

回数	日時	審議事項等
第1回	平成23年 9月6日	コンサルタント等契約の現状(報告)
第2回	平成23年 10月26日	調達制度の枠組み
第3回	平成23年 11月15日	競争性の向上に向けて(1者応募の分析と対策) 一般競争入札(総合評価落札方式)の制度設計
第4回	平成24年 1月18日	同上
第5回	平成24年 3月26日	報告書の取りまとめ

第2章 JICAコンサルタント等契約の現状と課題

2.1 コンサルタント等への委託業務の特徴

JICA がコンサルタント等に委託する業務は、開発計画の企画立案、人材の育成・能力開発などハード面、ソフト面双方を含む課題を対象とし、対象分野も経済インフラから環境、教育・保健まで多岐に亘っている。国内公共事業におけるコンサルタント等への委託業務と類似点もあるが、同列では論じられない面が多い。

第一に、JICA コンサルタント等契約業務では、公共の制度や市場が十分に整備されていない途上国において、外国語をベースにして、相手国政府機関と共同で行うことが求められる。高い専門能力に加えて、海外での交渉力・調整力等の総合的なコミュニケーション能力が業務の遂行上大きな要素となる。

第二に、発注者はJICAだが、サービスの提供先である途上国の政府機関と共同で事業を実施することから、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在する。業務遂行に伴う様々な判断に必要な情報の入手という意味で、一般的に先行する業務に関与したコンサルタント等が競争優位を形成しやすい。

第三に、二国間政府ベースの開発援助業務として実施されるコンサルタントサービスの質は、成果物や技術移転のレベルはもとより、「二国間の信頼関係の構築」にも影響するので、成果物の対価の妥当性に加え、こうした総合的視点からの費用対効果の検討も必要となる。

コンサルタント等の市場においても、JICA の委託業務では応募団体数が限られており、応募団体が多く競争性が高い国内公共事業や国際的な援助機関の状況とは異なっている。JICA の委託業務は、海外が対象であることに加え、人材育成・能力開発など国内公共事業では一般的でない業務が多い。このため、国内公共事業の応募団体は多くあっても JICA の委託業務に即座に参加できるわけではない。また、国際的な援助機関の業務では、従来の先進諸国の企業に加えて、近年は途上国の企業が増え、競争性が高い状況にあるが、二国間 ODA 事業においては「日本への信頼」をベースにしていることを看過すべきでない。

なお、JICA が行う資金協力事業の調査・計画・設計の業務は、大規模かつ包括的な業務が多く、国内公共事業の選定方式に照らした場合には、大半が「企画競争(プロポーザル方式)」による選定に該当するものである。

2.2 コンサルタント等契約における調達制度

JICAは、上記のような委託業務の特徴を踏まえ、国際的な援助機関の選定方式をベースとして、開発コンサルタント等を選定する「コンサルタント等契約制度」を 1979 年に制定し、以後 30 年以上にわたり運用してきた。その制度の概要は以下のとおりであり、競争入札を主たる選定方式としてきた国内公共事業のコンサルタント調達制度と異なる歴史を歩んできた経緯がある。

- ①【積上げによる積算】個別案件ごとに、過去の実績を参照しつつ案件の特性に合わせて工程表を作成し、業務従事者の構成・格付・業務量、及び直接経費を積上げて積算している。国土交通省における「標準歩掛」のような、定型業務の標準業務量を内外に示す基準を持っていない。(案件の多様性が大きく、標準歩掛を作成しにくい業務。)
- ②【企画競争と価格斟酌制度】プロポーザルによる技術評価による選定であるが、技術評価の差が小さい場合には、見積金額を点数に加算した総合点で選定する。(「同じような質ならば価格を考慮する」というJICA独自の制度設計。)
- ③【精算と業務従事期間の確認】概算契約であり精算に基づき支払い金額を確定する。従事期間についても、実際に従事した期間(人月)を確認し支払う。(JICAの業務は主に海外での業務であり、日当・宿泊料を支払う関係上、建設コンサルタント業務と異なり、業務従事期間を確認。)
- ④【JICAによるプロセス管理】受益者が途上国政府・国民であることから、JICAは、途上国政府、受益者との3者間のプロセス全体を管理し、必要に応じて、受注者と契約変更を行う。

価格斟酌を含む企画競争方式による現行のJICAのコンサルタント等契約制度は、JICAコンサルタント等契約業務の特徴に照らし、一定の合理性を持つものと認められる。しかしながら、近年の1者応募の状況なども踏まえ、事実関係を改めて確認しつつ閣議決定で指摘された課題を正しく把握し、調達制度全体を対象とした改善策を検討した上で、具体的措置を講じる必要があるとなっている。

第3章 コンサルタント等契約の問題

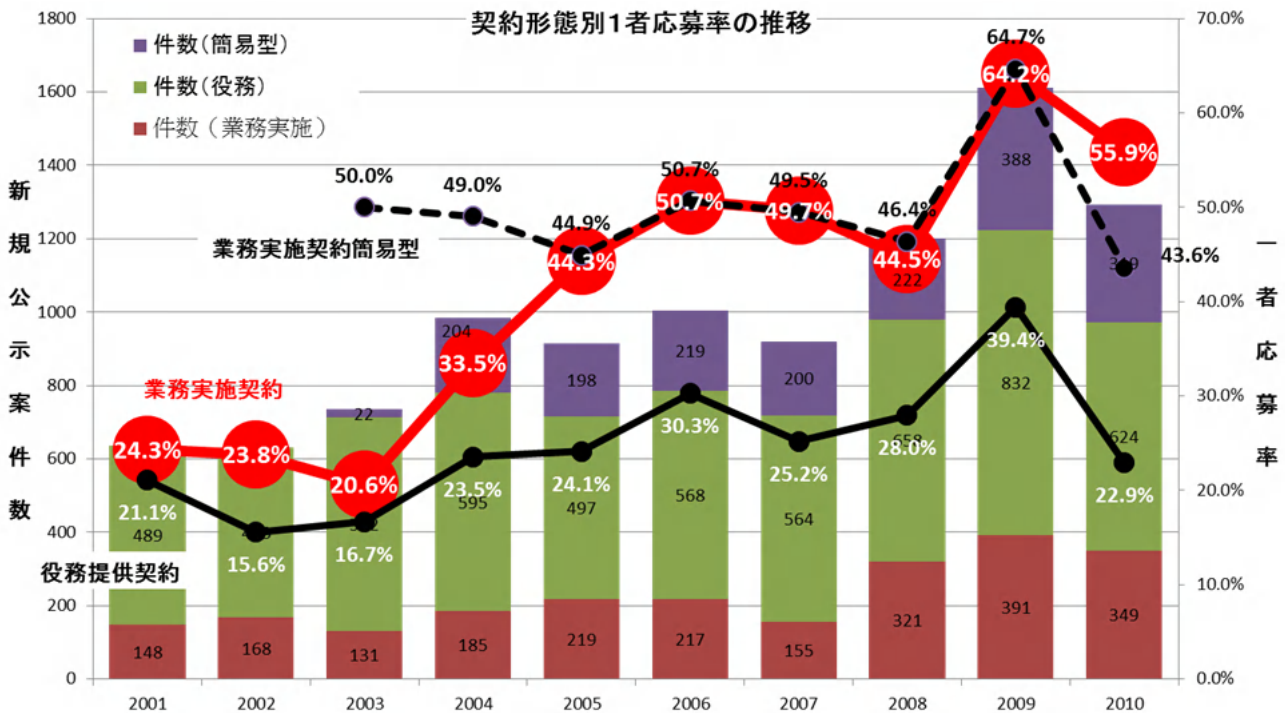
3.1 1者応募(競争性)の問題

3.1.1 現況

コンサルタント等契約における1者応募率の推移を2001-2010年度の10年間で追跡したところ、業務実施契約とコンサルタント役務提供契約の1者応募率が悪化している事実が確認された。特に業務実施契約については、2001-2003年度では20%台だったものが、2009年度は64.2%、2010年度でも55.9%と高い値を示しており、二回に一回以上の割合で1者しか応募しないという状況が生じている。これは、JICAのコンサルタント等契約の特徴を差し引いたとしても、国民の理解を得られるレベルを超えていると言わざるを得ない。また、開発コンサルタント業界の健全な成長発展という観点からも、十分な競争環境が存在しない状況は好ましくない。

公共調達における競争性という観点から、コンサルタント等契約における最大の課題は「1者応募率の低さ(低い競争性)」と位置付けることができる。特に、金額ベースでは約8割を占める業務実施契約の競争性を高め、その1者応募率を下げるための対策を講じる必要があり、そのためには、1者応募が増加している背景及び発生の仕組みと要因を十分に分析・把握しなければならない。

図1: 契約形態別1者応募率の推移



3.1.2 要因の分析

1 者応募の要因分析を行うにあたり、応募者を、①潜在応募者、②可能応募者、③参加応募者の3つに区別した。これは、応募者が限られる要因には、①新規参入を阻む壁(潜在応募者と可能応募者の間にある壁)、②応募を阻む壁(可能応募者と参加応募者の間にある壁)があり、それぞれ別の理由が想定されるからである。

そのうえで、1者応募率の実績推移を分野別・地域別・業務内容別に検討し、同時に可能応募者数の推移や応募状況の傾向等を分析した。また、JICA のコンサルタント等契約に係る問題点や改善策について、コンサルタント業界からもヒアリングを行い、要因の分析と対策を検討した。潜在応募者数については数量的な把握は困難なため、定性的な検討を行った。なお、以下の分析は業務実施契約による事業を対象とするものである

3.1.3 分析結果

分析を行った結果、1者応募を生む背景には図2のような状況があり、JICA コンサルタント等業務における1者応募の問題は、特定の分野や地域の問題というよりは、業務全体における需要と供給のギャップの問題として把握することが適切であることが明らかになった(図3)。また、業務ギャップが生じている要因は、JICA の委託業務の特性に起因する要因と、近年の1者応募率の悪化を引き起こした要因(近年の環境変化に起因する要因)とに区別して整理することができる。

図2:1 者応募を生む状況

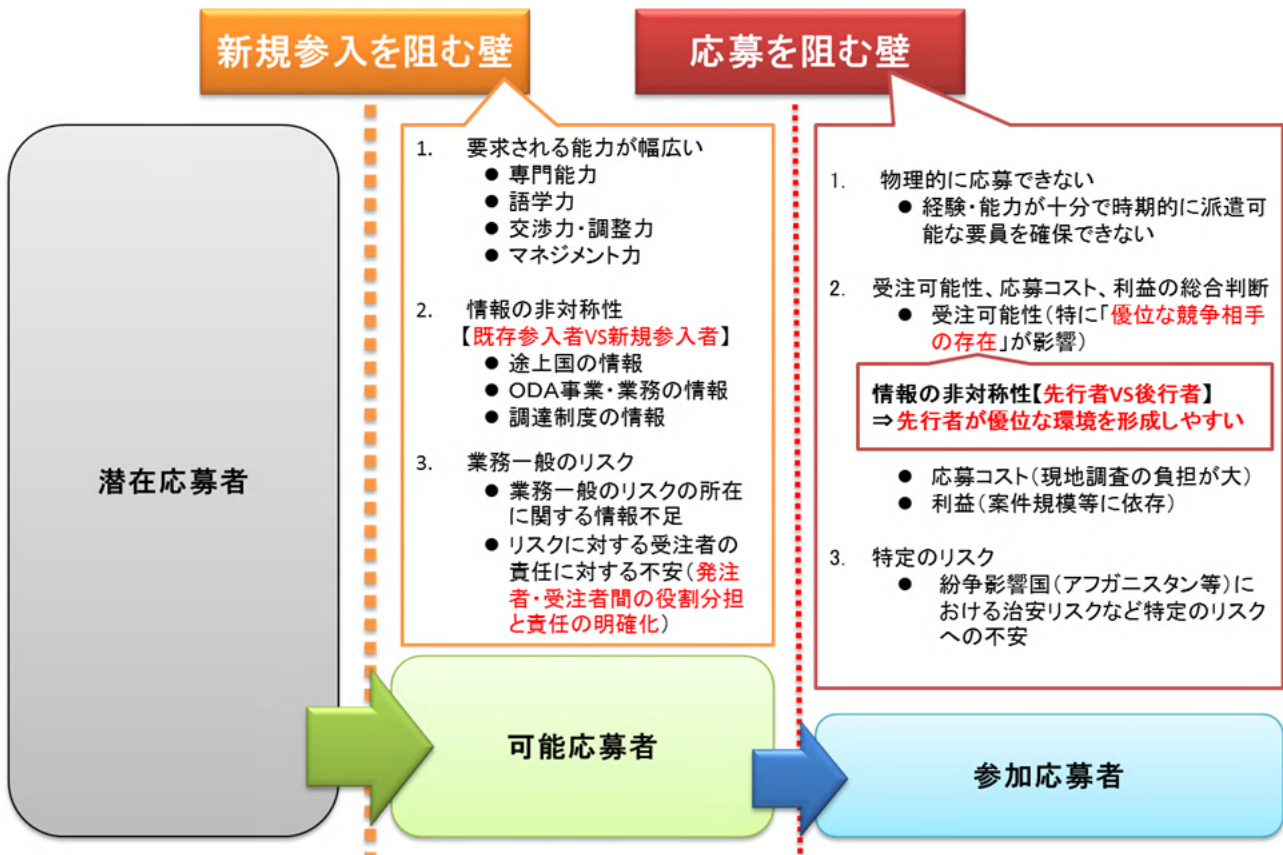
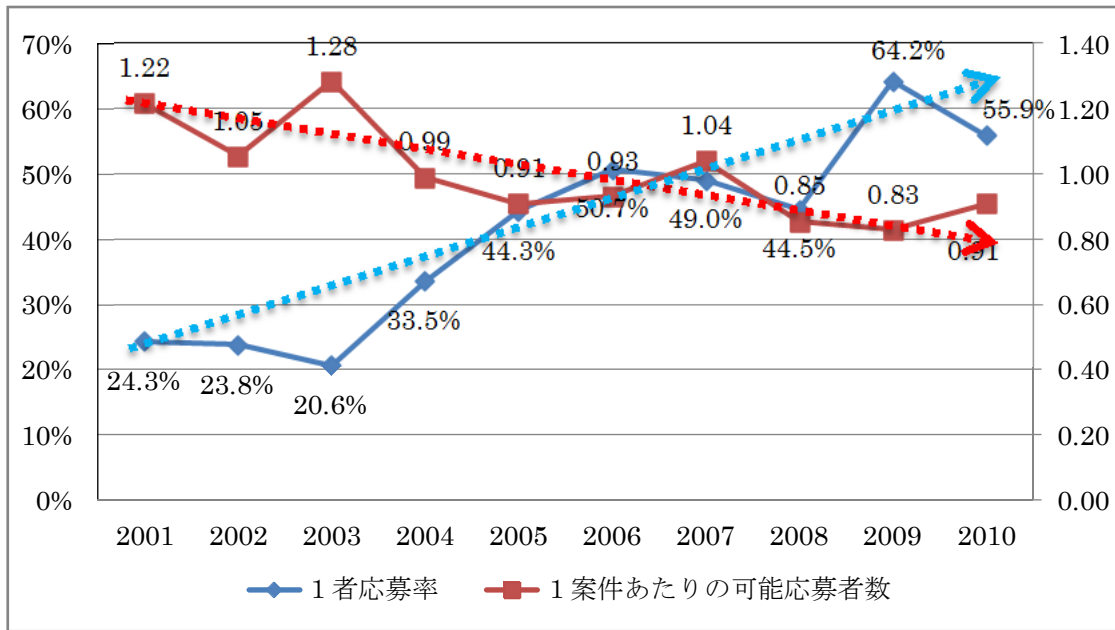


図3: 1案件あたりの可能応募者数と1者応募率の推移



【JICAの委託業務の特徴に起因する要因】

(要因1) 途上国政府を相手に仕事を行うことの難しさ

JICAの委託業務の受注者は、事業分野を横断して全体で見ると、新JICAが発足した2008年に増加したのを除けば、その数の増減は少ない。JICAの委託業務での応募者数の増は、新規応募団体の増加ではなく、既存の応募団体が新規事業分野に進出することで起きている。これは、JICAの委託業務が、これまで馴染のなかった団体が容易に参入できない状況を示しているものと思われる。2.1で述べたとおり、JICAの委託業務は、制度が整備されていない途上国において、外国語をベースにして、相手国機関と共同で行う業務であるため、高い専門能力に、交渉力・調整力等の総合的なコミュニケーション能力が要求される。このような業務の特性が、一般的に新規応募者が応募しにくい状況を生み出していると推察される。

(要因2) 業務遂行の判断に必要な情報の入手が困難

業務分類別の1者応募率を調べると、先行者が比較的少ないと思われる上位の計画策定業務では1者応募率が低く、先行者が比較的多くなる事業実施に近い業務では1者応募率が高くなっている。これは、参加・応募の判断に必要な情報の入手に関して先行者が競争優位を形成しやすい業務であることを示している。質の確保という観点からは先行者にとってのインセンティブ自体は否定すべきことではないものの、優位な競争相手が存在する場合、後から参加する者の参入意志には強いマイナスの働き掛けとして作用していると考えられる。

【近年の環境変化に起因する要因】

(要因3) 業務多様化や民生活を背景とした発注量の増加

業務の多様化が進み、この10年間で発注量が約2倍になっている。第一は、官人材を民間人材に切り替えての技術協力プロジェクトの実施・拡大であり、第二は、新JICA発足に伴う業務の多様化が原因である。これらの発注量の増加に対し、応募団体数の増加が追いつかず、1者応募率の悪化を引き起こしていると考えられる。

(要因4) 日本経済の低迷・財政の厳しさを反映した人件費単価の下落

国内公共事業の激減と国内景気の後退を受け、国土交通省の建設コンサルタントの人件費単価上限額がこの10年あまりで2割近く下落しており、そこに基礎を置くJICAの人件費単価上限額も同様に下落している。しかしながら前述の通りJICAの発注量が増える一方、高い能力が要求される開発コンサルタント業務の単価は減少しているため、需要に応じた人材供給の確保が困難になっているものと思われる。

(要因5) 熟練のプロジェクトマネージャーや技術者の不足

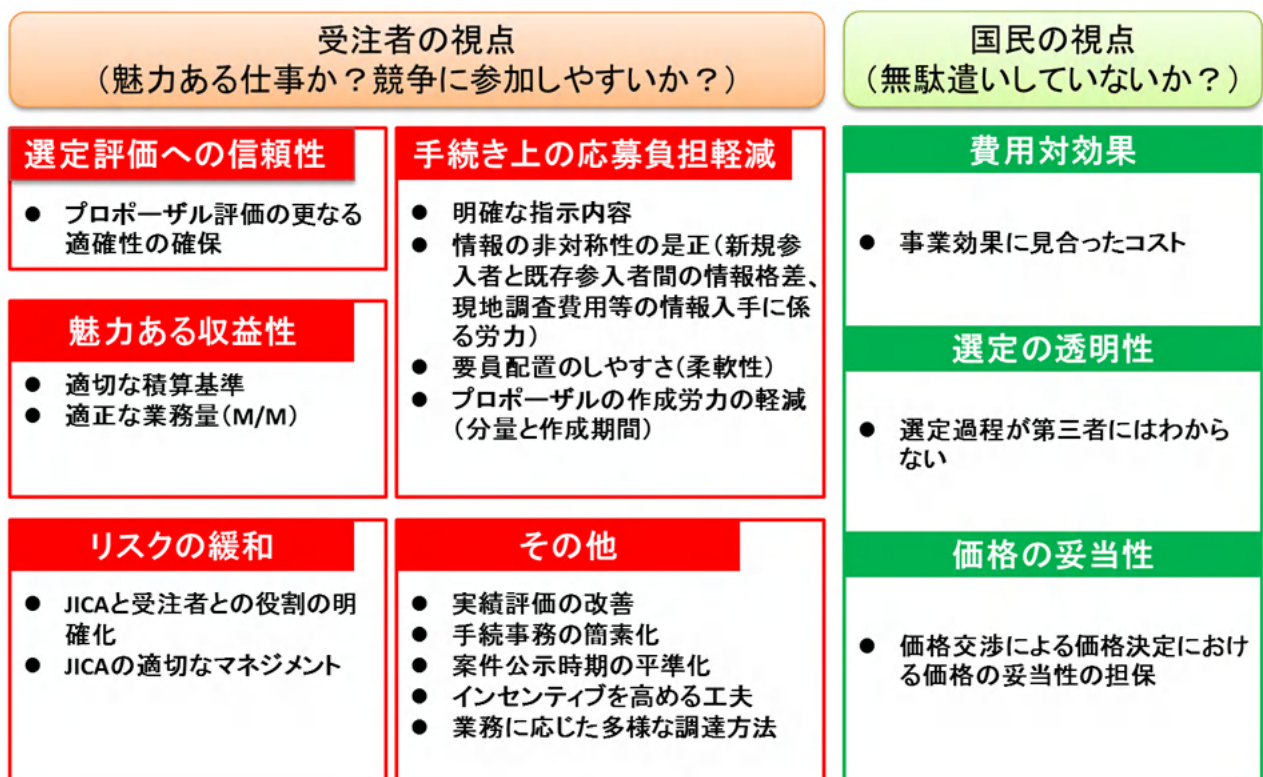
プロジェクトマネージャーの職務を担える技術者が高齢化する一方、人件費単価の低下などを背景に中堅・若手の育成が追いつかず、供給が限界に達している。熟練のプロジェクトマネージャーや技術者の希少性が1者応募に影響を与えていることが考えられる。

3.2 コンサルタント等選定・契約をめぐる課題の全体像

1者応募の問題分析の過程で明らかになった点に加え、開発コンサルタント業界からヒアリング等において言及された指摘を踏まえ、JICA コンサルタント等選定・契約をめぐる課題の全体像取りまとめた結果が図4である。

閣議決定で指摘された「競争性・公正性」の問題は、受注者の視点と国民の視点をバランスよく検討することが必要であり、ここで整理した項目に関しては、基本的な考え方を整理したうえで、具体的な対策を考えていく必要がある。

図4: 選定・契約をめぐる課題（外部からの指摘）



第4章 調達制度見直しの方向性

4.1 基本的考え方

平成22年12月7日の閣議決定では「競争性・公正性を高める」ための方策として「一般競争入札」の導入が先取りされているが、問題の本質は高い1者応募率に代表される「競争性・公正性」の改善にあると認識すべきである。

これまでの分析の結果、高い1者応募率の最大の要因は「JICA が委託する業務量に対して、応募団体数が少ない」ことにあることが明らかになったので、問題解決のためには応募団体の応募促進とその裾野を広げることが不可欠である。他方、現在の JICA 業務の多様性に鑑みれば、選定の方式として一般競争入札(総合評価落札方式を想定)を導入するだけで裾野の拡大がもたらされるとは考えられず、JICA は調達制度全体の改善の中で競争性の問題を検討し解決していかなければならない。その場合の基本的方向性として、次の3点を念頭に置くことが肝要である。

- ① 全体の開発効果のインパクトを最大化するための最適な調達を実施する。
- ② 健全な競争により、開発コンサルタント業界の発展を促進し、質の高いサービスを世界に提供する。
- ③ 限られた予算の制約の中で、応募者にとって魅力のある仕事を提供する。

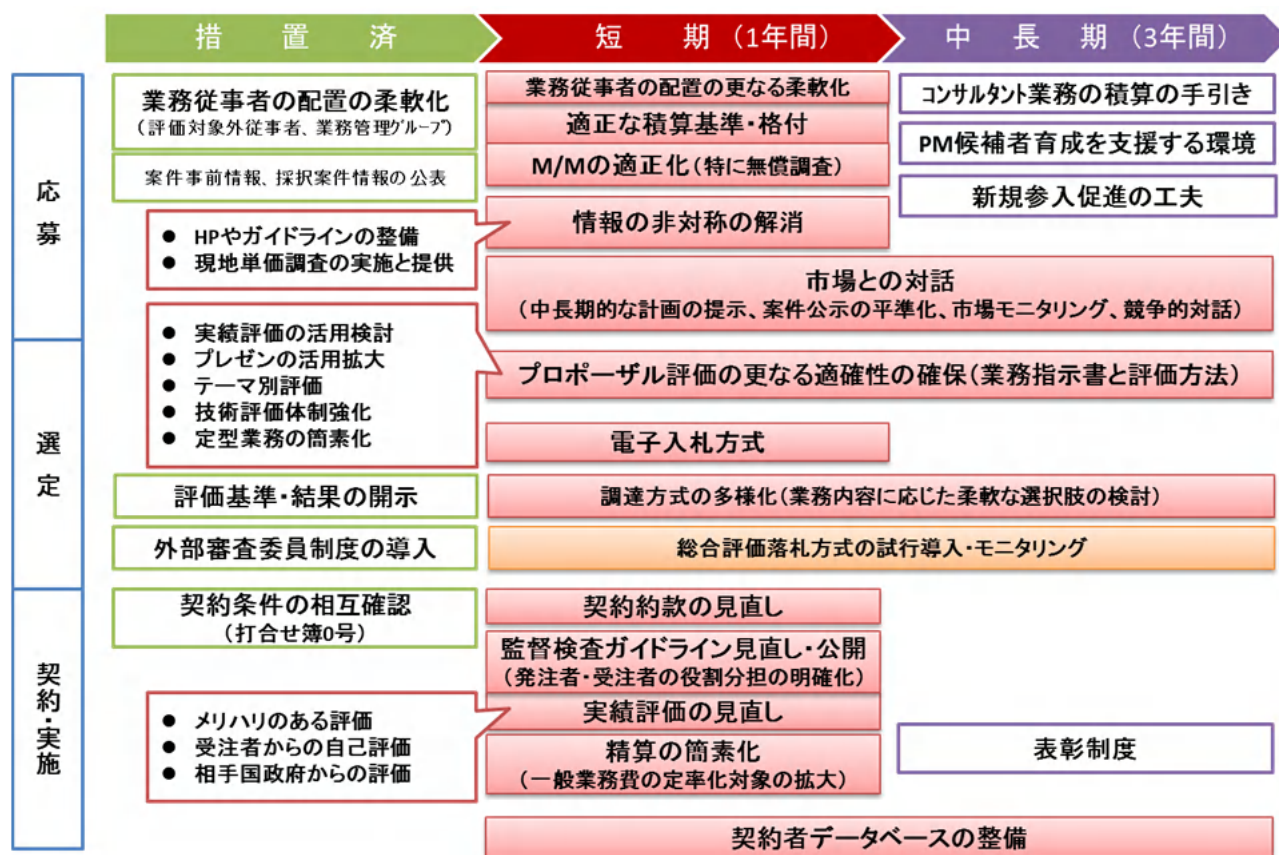
4.2 競争性・公正性の向上に向けてのアクションプラン

応募団体の応募促進とその裾野の拡大ためには、受注者が競争へ参加し易い状況を作り、JICA コンサルタント業務自体の魅力が高めることが必要である。具体的には、図4に示すとおり、契約事務に関する情報の非対象性の是正も含めた手続き上の応募負担の軽減、プロポーザル評価(技術評価)の更なる適確性の確保、リスク負担のあり方を含む発注者・受注者の役割分担の明確化や契約マネジメントの標準化、B 評価に集中している実績評価の見直しや受注者による自己評価制度の導入、無償資金協力を想定した協力準備調査における業務量(M/M)の不足、精算をはじめとする事務事務の簡素化、案件の予測性向上、公示時期の平準化などが課題として挙げられている。

上記を踏まえ、JICA は、応募段階、選定段階、契約・実施段階の各段階で、費用対効果にも留意しつつ、新規参入者を含め応募者が拡大し、健全な競争を促進するような対策をとる必要がある。

なお、アクションプランの実現にあたっては、「プロポーザル評価の更なる適確性の確保」にも示されているが、発注者である JICA 自身が内部の技術体制を強化し、案件形成から選定評価・実施監理に至るまでの各プロセスで必要となる専門性を更に向上させていくことが不可欠である

図4:競争性・公正性向上のためのアクションプラン



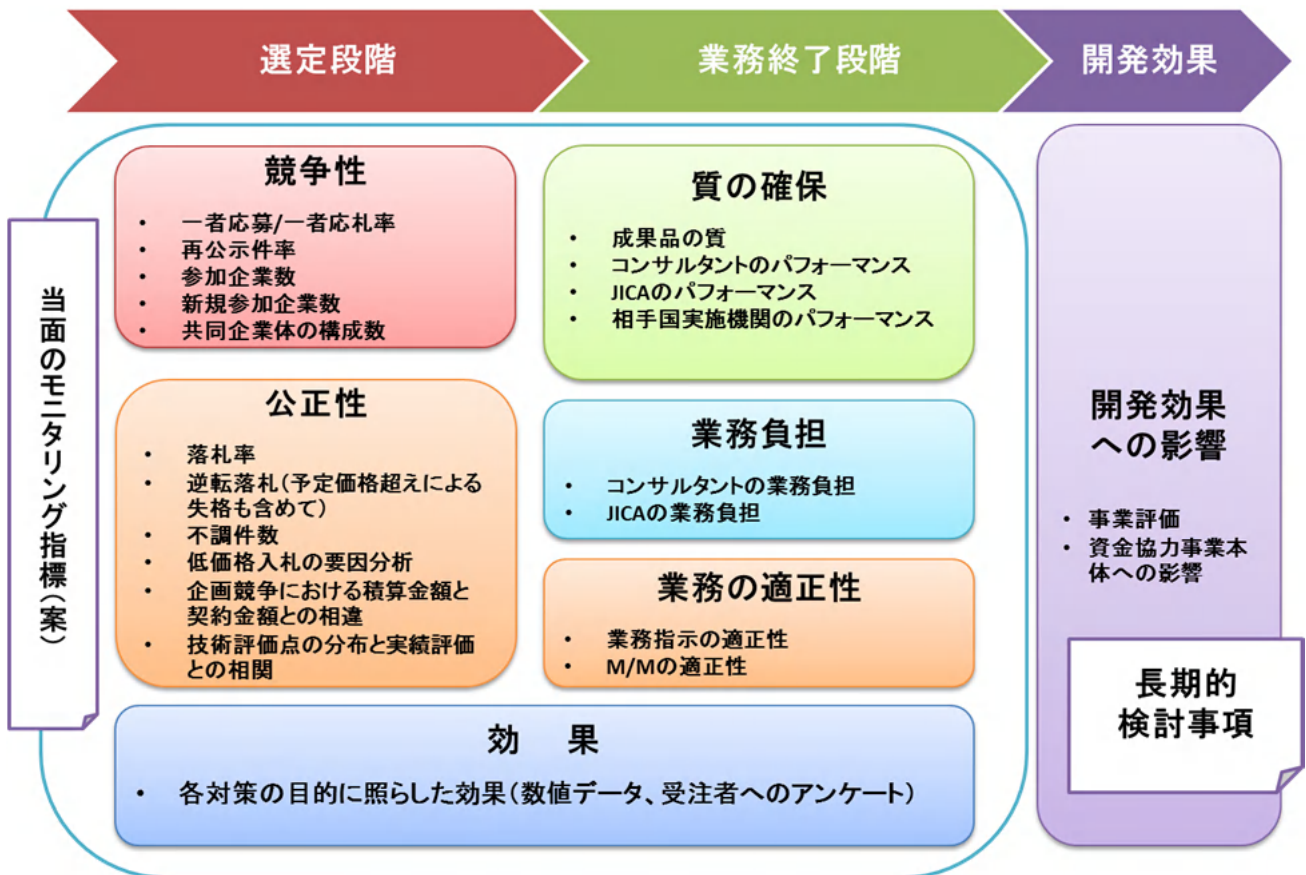
段階	対策	概要
応募	業務従事者の配置の更なる柔軟化	業務の質を維持できる範囲で業務従事者の配置の自由度の更なる向上
	適正な積算基準・格付	透明性・妥当性の高い積算基準と適正な格付基準の整備
	業務量(M/M)の適正化	M/M不足が指摘される業務の適正化
	コンサル業務の積算の手引き	定型作業の参考M/Mの検討、積算の標準化
	情報の非対称性の解消	ガイドライン等の整備とHPや説明会による情報提供、事前の調査における現地単価調査の実施と応募者への提供
	市場との対話	協力プログラムに基づく中期的な事業計画の提示、案件公示の平準化、市場のモニタリングによる適切な時期時に募集できる仕組みの検討、市場の意見を委託業務内容に反映できる仕組み(競争的対話)の検討
	プロジェクトマネージャー候補者育成を支援する環境	受注者によるプロジェクトマネージャー候補者の育成を支援する環境作り
	新規参入促進の工夫	新規参入を促進するための制度上の工夫
選定	プロポーザル評価の更なる適確性の確保	実績評価のプロポーザル評価へのフィードバックの強化、業務内容に応じた評価配点の設定、プレゼンテーションの活用拡大、テーマ別評価の導入と技術審査体制の強化、定型業務のプロポーザルの簡素化
	総合評価落札方式の試行導入	総合評価落札方式の試行導入とモニタリング
	電子入札方式	電子入札方式の導入による事務負担の軽減
	調達方式の多様化	事業内容に応じた調達方式の導入
契約実施	契約書雛形の見直し	契約書雛形の片務性の解消
	監督検査ガイドラインの見直し・公開	発注者、受注者の責任分担の明確化と契約マネジメントルールの公開
	実績評価の見直し	メリハリのある評価方法への見直し、受注者による自己評価制度の導入、相手国機関による評価の試行導入
	精算の簡素化	一般業務費の定率化の対象拡大
表彰制度	実績評価の高い団体・個人の表彰	
その他	契約者データベースの整備	応募団体の状況をモニターできるデータベースの整備

4.3 モニタリング

なお上記アクションプランの実施に当たっては、「競争性・公正性」へのインパクトの確認を継続的に実施し、必要な改善を施す必要がある。当面は、①競争性、②公正性、③質の確保、④業務負担、⑤業務の適正性、⑥効果をモニタリング項目とし、「開発効果への影響」については、その方法を含め今後の検討課題とすることが適当である。

またこれを実効性のある形で実施するためにも、JICA内に「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング連絡協議会(仮称)」を設置して、モニタリングを実施しつつ、年に数回、外部有識者を交えて改善の方向性を検討する機会を設けるなど、対外的な透明性にも十分配慮した体制を構築することが望ましい。

図5: モニタリング項目



第5章 総合評価落札方式

5.1 導入方針

4.1 の目的でも記載したとおり、本委員会としては競争性・公正性の問題は、選定方式のみで解決されるべきものではなく、調達制度全体を見直すことが必要であり、閣議で導入が決定された一般競争入札についても、その見直しの一部として位置付けるべきと考える。

また一般競争入札の入札方式として、価格競争による選定は困難であるため、技術と価格の双方を評価する「総合評価落札方式」を導入することが適当である。なぜならば、JICAが実施する事業は、被援助国側との綿密なコミュニケーションのもと信頼を醸成しながら、実施することが求められる業務であり、実施体制（具体的な人員と社内的バックアップ体制、外部関係者とのネットワーク等）や提案を含む作業方針・手順の確認が不可欠なためである。

なお、総合評価落札方式の導入が競争性の向上にどのようなインパクトを与えるのかは、国内公共事業等とは、競争環境と導入経緯が大きく異なるため、予見が難しい。特に一者応募の多い現況では、競争性への負のインパクトや入札不調の可能性も排除できない。このため JICA は、一定の試行期間を設けて、その影響や効果を十分にモニタリングし、必要に応じて制度の改善に反映しつつ、妥当と考えられる範囲でのみ導入すべきである。

5.2 総合評価落札方式の対象事業の考え方

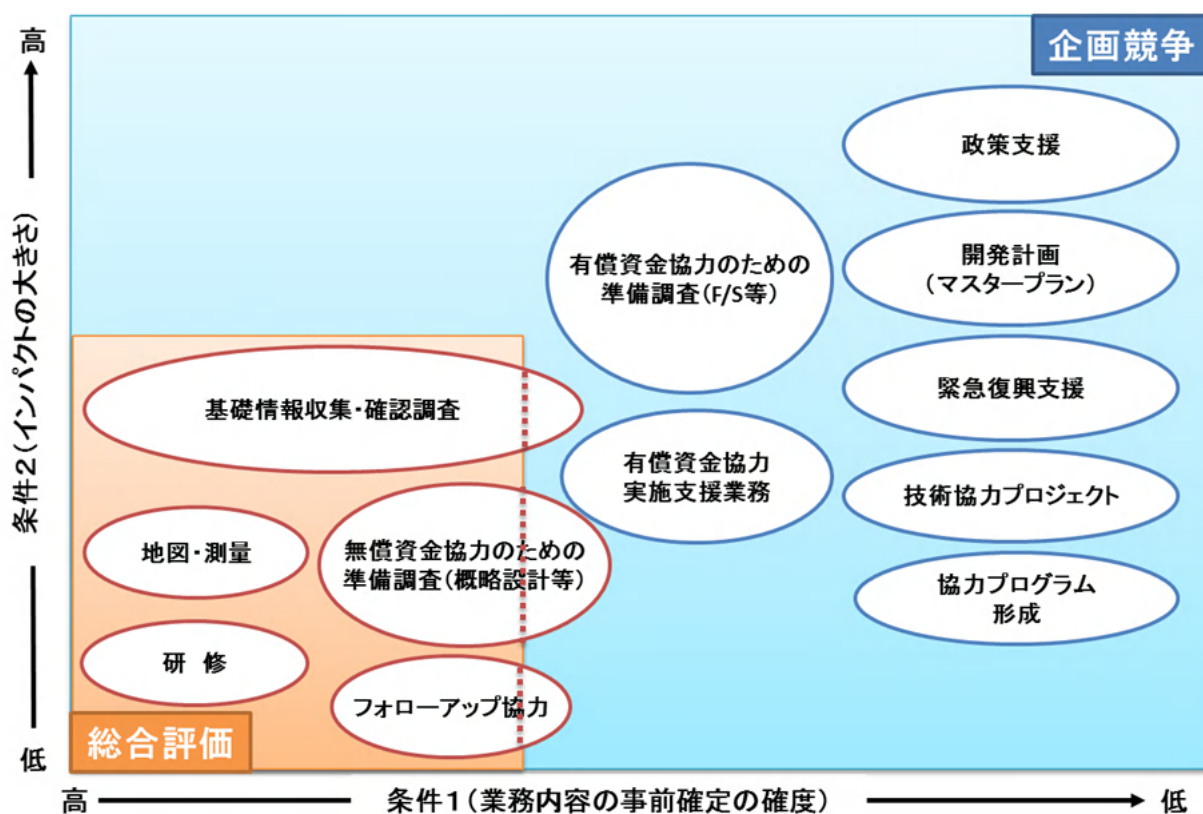
対象事業については、企画競争の対象事業の考え方を定め、それ以外の業務は総合評価落札方式とする。企画競争の対象事業の考え方については、業務の類似性が高い国際援助機関の考え方も踏まえて、次のとおりとする。

【企画競争の対象事業の考え方】

1. 業務内容(TOR)、業務方法の詳細を事前に確定することが困難な業務
例えば次のような業務
 - ・技術移転/能力開発を主たる目的とし、相手国政府との相互調整が必要な業務
 - ・開発計画の策定等の事業の上流に位置する業務
 - ・自然災害や紛争などへの緊急支援のための業務
2. 関連する事業へのインパクトが大きく、業務の質を最優先すべき事情のある業務(大規模開発に関わる調査や環境社会配慮が特に必要な案件等)
3. 日本の支援に優位性のある分野において協力を求められている業務

企画競争と総合評価落札方式の対象事業のイメージを参考までに示したのが図6である。ただし、これは全体像を把握するためのイメージであり、試行段階では個別案件毎に、対象事業の考えに基づき企画競争か総合評価落札方式か、を検討した上で最終的に判断する必要がある。

図6: 対象事業のイメージ



- 総合評価の対象は、業務内容の事前確定の確度の高い業務として、上図の対象のうち、①業務指示書の内容の解釈が応札者により大きく異ならない定型的な業務、②精度の高い予定価格が設定できる業務、の2条件を満足するものを想定。
- 評価業務、個別の専門家・調査団員については継続検討とする。
- なお、上記「研修」はコンサルタント等契約で実施するものを対象とし、国内の一般契約で実施する業務は対象外。

5.3 総合評価落札方式の制度

総合評価落札方式の制度については、競争入札としての要件は満たす必要はあるが、JICAの業務の特徴に照らし国内公共事業の制度をそのまま準用することが適切ではない。国際援助機関の方法も参考にした独自の制度を検討すべきであり、制度の基本的方向性としては以下のようなものが考えられる。

(1) 予定価格の上限拘束性

高い質を必要とする複雑なサービスで提案を求める業務においては、予定価格の上限拘束性により、最適な調達を阻害する可能性がある。この点は行政刷新会議公共サービス改革分科会の報告でも指摘されているとおりである¹。JICAの委託業務においても同様の懸念が考えられる。特に優れた提案が予定価格を些かでも超えることにより失格になることは、費用対効果のより高い提案を受ける機会を損なうことになりかねない。しかしながら、予定価格の上限拘束性に代わる制度設計と会計規程の改正には十分な議論と時間を必要とするため、今時の試行導入において

¹ 「特に複雑なサービスについては、絶対的な価格を積算するには不確定要素も多く、事務負担が生じており、金額換算が困難なリスクまで勘案しきれない場合などでは、不落が生じることもある。また、開札時に予定価格を作成・確定しておく必要があり、価格が高くても品質を比較すれば相対的に安いと考えられる場合や、事業終了までのコストを総合的に評価すると費用対効果に優れた公共サービスの調達につながる場合など、発注者の想定を超えるような優れた考え方に基づき応札がなされた場合であっても、予定価格を超えると、その財・サービスを購入することができない」(公共サービス改革プログラム)

は、予定価格の上限拘束性の枠組みの中で制度を設計することはやむを得ない。

(2) 積算と見積条件の設定方法

企画競争から入札に移行するにあたり、従来以上に確度の高い積算を行うとともに、応募者が同じ土俵で価格を積算し得るよう見積条件の設定方法にも配慮すべき。

JICA の委託業務の積算方法は、案件ごとに実施工程を作成し作業を積上げるもので、国内公共事業のような標準歩掛を持たない。標準歩掛は、発注者の積算の根拠であるとともに、応札者に対し発注者の想定内容を広く開示するものである。標準歩掛を持たない JICA では、定型的な作業に対する業務量(M/M)の標準化の推進により積算の確度を高めるとともに、応札者に対し発注者の想定規模を伝えるための見積条件の設定方法の工夫が必要である。

見積条件の設定については、従来、総業務量(M/M)を提示してきたが、現地作業と国内作業の各総業務量、業務従事者の想定格付を提示し、直接経費についても事前の調査を行う場合には可能な限り現地単価情報を提供することが望ましい。これにより、JICA の想定規模をある程度正確に伝えることが可能であると考えられる。現地再委託調査等不確定要素がある費用については、JICA で想定数量を設定し、該当費用は単価入札・数量精算とすべきである。

なお、予定価格の上限拘束性に鑑み、応札者から下見積書を求め、予定価格の設定において参考にすることで、優れた提案が予定価格を僅かでも超えて失格になることを避ける方策も考えられる。しかしながら、今回の制度導入にあたっては発注者の想定を超えるような提案要素の少ない定型的な業務を対象とすることから、当面下見積書は活用せず、試行段階で入札不調が頻発するようであれば改めて検討することが望ましい。

(3) 評価方法

総合評価落札方式の評価方法は、国際機関の選定方式を参考に、技術評価と価格評価の配点比を原則80対20とする加算方式とし、最高点(最安値)を満点とする相対評価とすることが適当である。この場合、技術評価においては、技術点第1位の者に満点を付与し、第2位以下は、技術点を第1位の技術点で除した比を満点に乗じた値を付与する。価格評価においては、価格最安値に満点を付与し、それ以外は、最安値を入札価格で除した比を満点に乗じて得た値を付与する。なお国際機関の QCBS(質と価格による選定)方式では、技術評価は絶対評価であるが、JICA の総合評価落札方式では、技術評価の差をより重視し、相対評価とすることが望ましい。

(4) 不当廉売(ダンピング)

総合評価落札方式における懸念は、不当廉売(ダンピング)による業務の質の低下である。選定段階で費用を節減しても、事業効果を維持するために追加投入を必要とすることがあれば、かえって費用が嵩むことになりかねない。あるいは、短期的に業務の質が低下しない場合でも、不当廉売の横行による過当な価格競争になれば、入札者の体力を奪うことになり、長期的には質の低下を招きかねない。試行段階におけるモニタリングの結果を踏まえ、低入札調査制度など適切な対策の導入を検討すべきである。

(5) 契約・支払方式

原則、総価契約とするが、途上国政府を相手とする業務の特性から、ある程度の変動要素が見込まれる場合には、契約条件の確認時に、単価と数量を確認し、数量については発注者・受注者が合理的と判断する限りにおいては変更を可とする形が望ましい(ただし、数量が増える場合に

は契約の変更を必要とする)。支払いは上記数量に基づき支払うことで、精算の労務を軽減することが可能である。

第6章 今後の課題

今後の課題として、これまでの議論で触れてこなかったものも含めて列記する。

【総合評価落札方式の試行導入上の留意点】

- 試行導入にあたっては、そのインパクトを継続してモニタリングし、「質の確保」と「競争性の向上」への影響について確認し、総合評価落札方式と質、競争性・公正性との総合的な関係を把握するなかで、制度の調整・改善を行っていく必要がある。具体的には、①不当廉売(ダンピング)の発生、②入札不調の多発、③価格による逆転落札の頻発、④業務内容別の参考M/M(歩掛的情報)の見直し、⑤質の低下、⑥契約マネジメント上の課題などが挙げられる。

【調達制度改善の基礎となる契約実績データベースの拡充】

- JICA のコンサルタント等契約は、1 者応募率の変化に現れているように、この 10 年間で大きな変化があった。コンサルタント等契約の契約実績データベースを拡充して、競争性・公正性等の調達の諸状況をモニタリングし、継続して有効な改善策を検討できるしくみが必要である。

【中長期的な案件実施の予測可能性の向上】

- JICA の国別・セクター別の中長期的な計画を積極的に開示し、案件実施の予測可能性を向上させることが望ましい。JICA の予算が今後大きく増える見通しが無い中であっても、中長期的な展望が共有できれば、競争を通じた開発コンサルタント業界の活性化は促進されよう。

【開発効果との関連で見た上流の業務における調達の在り方の検討】

- JICA の業務はマスタープランの策定支援や資金協力事業を想定した計画・設計業務のような、業務全体のデザインを担う上流の業務が多い。これら上流の業務の質は、業務全体の開発効果やコストに影響を与えることから、「予定価格の上限拘束性」の問題も含め、開発効果との関連で見た調達制度の改善を引き続き検討していくことが望ましい。

【開発コンサルタント業界との対話】

- 調達制度の改善が効果を生むためには、厳しい財政事情のもとで効率的な予算執行を目指しつつ、開発コンサルタント業界との対話を継続していくことが重要である。特に、次の点については、業界と方向性にかかる一定のコンセンサス形成を目指す必要がある。
 - ① 無償資金協力を想定した協力準備調査の M/M の適正化
 - ② プロジェクトマネージャー候補者育成を支援する環境
 - ③ 表彰制度